

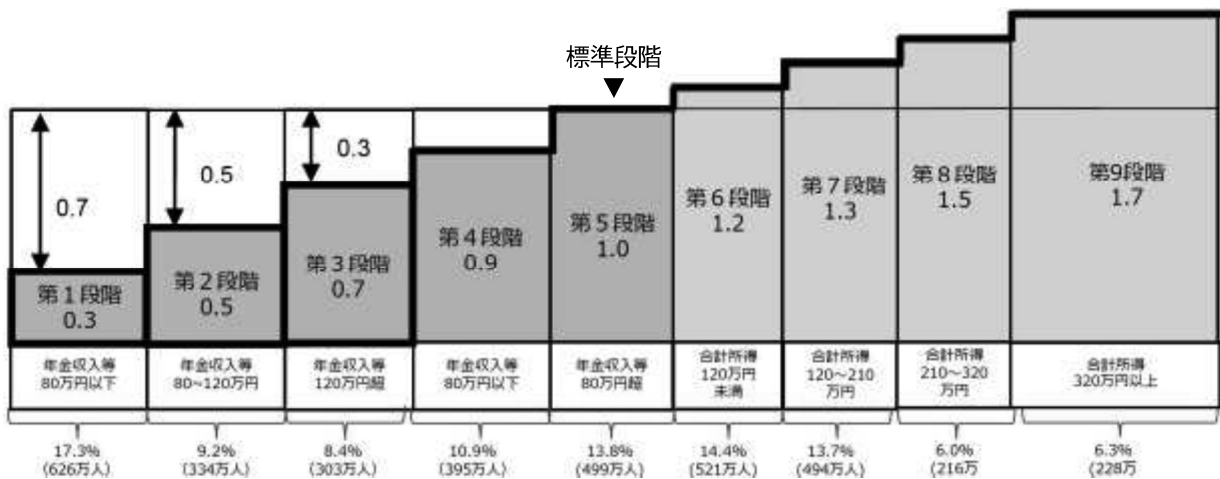
第4章 介護保険事業費の見込み・保険料の設定

第1 サービス見込量の算定方法

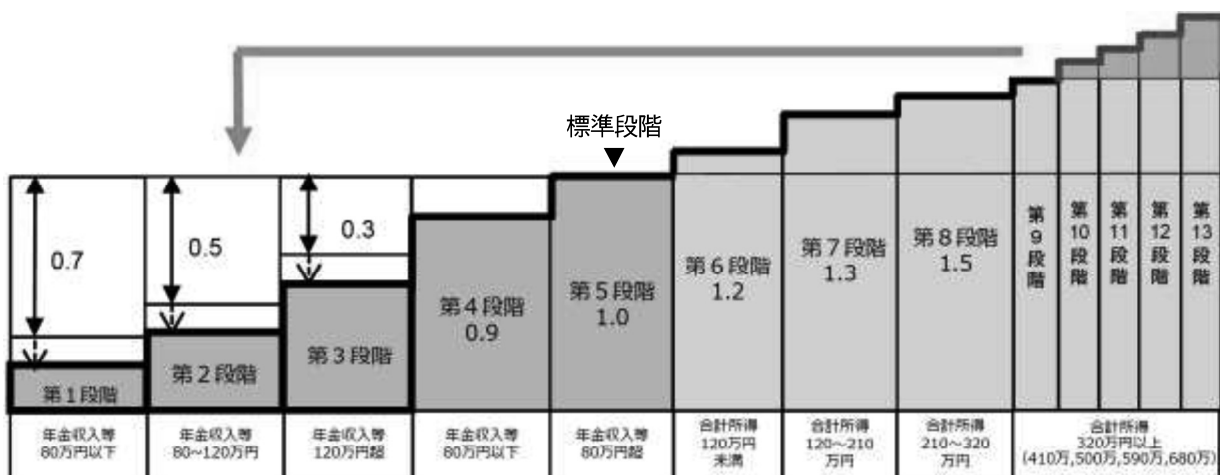
サービス見込量の算定にあたり、1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減充当公費と保険料の多段階化の役割分担については、介護保険部会等の議論を踏まえつつ令和5年12月末までに結論を得るとされています。

令和5年7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例が示されています。

<現行制度>



<見直し例>



資料：厚生労働省「全国介護保険課長会議」

令和5年11月1日現在

第2 介護給付費等の見込み

1 介護(予防)サービス利用者の推移と見込み

令和6年度から令和8年度における介護(予防)サービスの利用については、平成30年度から令和5年度の実績等をもとに見込みます。

介護予防(要支援1・2)サービス^注の利用者数の推移

(単位:人)

サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0			
②介護予防訪問看護 ^注	10	11	10		推 計 算 定 中	
③介護予防訪問 リハビリテーション	9	7	8			
④介護予防居宅療養管理指導 ^注	10	8	8			
⑤介護予防通所 リハビリテーション	62	61	62			
⑥介護予防短期入所生活介護	5	4	3			
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0			
⑧介護予防特定施設入居者 生活介護	7	8	7			
⑨介護予防福祉用具貸与	115	117	112			
⑩特定介護予防福祉用具販売	2	2	2			
⑪介護予防住宅改修	2	3	3			
小計(①~⑪)	222	221	215			
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型 居宅介護	4	3	3			
②介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	1			
小計(①~②)	4	3	4			
(3) 介護予防支援	104	155	142			
合計【(1)~(3)】	239	381	366			

※令和5年度:9月末現在、年度のべ利用者数を表記

資料:富谷市

介護（要介護1～5）サービス利用者数の推移

（単位：人）

サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	132	130	126			
②訪問入浴介護	26	30	28			
③訪問看護	81	87	82			
④訪問リハビリテーション	28	34	32			
⑤居宅療養管理指導	185	128	125			
⑥通所介護	341	324	326			
⑦通所リハビリテーション	156	153	140			
⑧短期入所生活介護	97	87	85			
⑨短期入所療養介護	13	12	13			
⑩特定施設入居者生活介護 ^注	21	26	30			
⑪福祉用具貸与	442	435	432			
⑫特定福祉用具販売	7	5	7			
⑬住宅改修	5	4	4			
小計（①～⑬）	1,534	1,455	1,430			
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18	17	19			
②小規模多機能型居宅介護	21	21	20			
③認知症対応型共同生活介護 ^注	38	34	34			
④地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	27	27	29			
⑤看護小規模多機能型居宅介護	21	22	23			
⑥地域密着型通所介護	20	14	16			
小計（①～⑥）	145	135	141			
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	177	181	182			
②介護老人保健施設	119	105	111			
③介護医療院 ^注	0	0	0			
④介護療養型医療施設 ^注	0	0	0			
小計（①～④）	296	285	293			
(4) 居宅介護支援	652	671	666			
合計【(1)～(4)】	2,646	2,541	2,535			

推計算定中

※令和5年度：9月末現在、ひと月当たりの利用者数を表記

資料：富谷市

2 介護(予防)サービス給付費の推移と見込み

令和6年度から令和8年度における介護(予防)サービスの利用については、平成30年度から令和5年度の実績等をもとに見込みます。

予防給付費(要支援1・2)の推移と見込

(単位：千円)

サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	18	17	10	11	11	12
②介護予防訪問看護	3,014	3,056	1,859	4,719	4,955	5,202
③介護予防訪問 リハビリテーション	2,796	2,091	1,299	3,047	3,199	3,359
④介護予防居宅療養管理指導	663	916	489	928	975	1,023
⑤介護予防通所 リハビリテーション	24,771	23,928	13,458	29,197	30,657	32,190
⑥介護予防短期入所生活介護	2,578	1,732	858	2,360	2,478	2,602
⑦介護予防短期入所療養介護	45	131	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者 生活介護	6,155	6,729	3,377	6,398	6,718	7,054
⑨介護予防福祉用具貸与	9,191	10,066	5,066	11,020	11,570	12,149
⑩特定介護予防福祉用具販売	676	784	351	1,328	1,394	1,463
⑪介護予防住宅改修	3,696	3,284	2,441	5,508	5,784	6,073
小計(①～⑪)	53,603	52,734	29,208	64,516	67,741	71,127
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型 居宅介護	3,255	1,772	1,125	1,877	1,895	1,914
②介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	162	1,654	3,060	3,090	3,121
小計(①～②)	3,255	1,934	2,779	4,937	4,985	5,035
(3) 介護予防支援	2,923	8,362	4,549	10,131	10,231	10,334
合計【(1)～(3)】	59,781	63,030	36,536	79,584	82,957	86,496

※令和5年度：9月末現在

資料：富谷市

※グラフを追記((1)(2)(3)累計別)

介護給付費（要介護1～5）の推移と見込み

（単位：千円）

サービス種類	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	92,031	120,233	66,090	147,898	155,292	163,057
②訪問入浴介護	19,959	23,881	11,441	23,895	25,089	26,344
③訪問看護	43,040	47,742	23,036	48,179	50,588	53,118
④訪問リハビリテーション	11,833	13,334	7,087	15,703	16,488	17,312
⑤居宅療養管理指導	16,234	17,251	8,784	19,293	20,258	21,271
⑥通所介護	327,901	322,189	177,019	398,184	418,093	438,998
⑦通所リハビリテーション	126,773	120,067	61,496	129,641	136,123	142,928
⑧短期入所生活介護	115,839	108,213	55,603	121,998	128,098	134,503
⑨短期入所療養介護	12,968	10,573	6,271	16,718	17,554	18,432
⑩特定施設入居者生活介護	42,957	56,846	33,059	100,679	105,713	110,998
⑪福祉用具貸与	71,445	73,915	38,925	83,918	88,114	92,520
⑫特定福祉用具販売	2,182	1,885	1,051	1,434	1,505	1,581
⑬住宅改修	6,340	5,057	3,124	9,317	9,783	10,272
小計（①～⑬）	889,502	921,186	492,986	1,116,857	1,172,698	1,231,334
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型	22,731	27,307	16,951	39,405	39,799	40,197
②小規模多機能型居宅介護	48,125	47,301	24,635	54,971	55,520	56,075
③認知症対応型共同生活介護	105,189	101,576	49,672	107,820	108,898	109,987
④地域密着型介護老人福祉施設	92,038	91,736	49,749	108,932	110,021	111,121
⑤看護小規模多機能型居宅介	56,901	62,512	28,988	109,899	110,997	112,107
⑥地域密着型通所介護	19,103	7,831	5,966	12,315	12,438	12,562
小計（①～⑥）	344,087	338,263	175,961	433,342	437,673	442,049
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	550,998	565,061	283,669	626,774	633,042	639,372
②介護老人保健施設	365,762	375,531	190,270	419,511	423,706	427,943
③介護医療院	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
小計（①～④）	916,760	940,592	473,939	1,046,285	1,056,748	1,067,315
(4) 居宅介護支援						
	40,654	118,382	61,409	132,457	134,084	135,424
合計【(1)～(4)】	2,191,003	2,318,423	1,204,295	2,728,941	2,801,203	2,876,122

※令和5年度：9月末現在

資料：富谷市

※グラフを追記（(1)(2)(3)(4)累計別）

3 地域支援事業の推移と見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防・訪問介護サービス費等の実績等から算出します。

包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等の包括的支援事業と給付等費用適正化、家族介護支援事業等の任意事業の実績等から算出します

地域支援事業給付費の推移（単位：千円）

	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1)介護予防・日常生活支援総合事業費	68,778	74,985	89,220	92,824	93,752	103,127
(2)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	91,216	91,620	94,962	100,098	101,098	102,110
(3)包括的支援事業（社会保障充実分）	3,290	3,320	3,786	3,881	3,919	3,959
合計	163,284	169,925	187,968	196,803	198,769	209,196

※令和5年度：地域支援事業交付金所要額調

資料：富谷市

【介護給付・地域支援事業の全体像】

介護給付（要介護1～5）
介護予防給付（要支援1～2）
地域支援事業（65歳以上の方）
<p>(1)介護予防・日常生活支援総合事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス、介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○一般介護予防事業 <p>(2)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実 ○任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業 <p>(3)包括的支援事業（社会保障充実分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等 ○生活支援体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置、協議体の設置 等

第3 介護保険事業費の推計

介護保険制度における第1号被保険者が負担する保険料は、3年間の介護保険事業運営期間を通じて財政の均衡が保たれるように設定されており、3年に一度、全国一斉に改定されることとなります。(介護保険法第129条)

本市においても制度改正等を踏まえ、介護保険事業計画におけるサービスの見込量などに基づく給付水準の見直しを行い、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度における、第1号被保険者の保険料の改定を予定しています。

今後、第8期計画期間における介護サービスの実績や高齢者人口推計等をもとに、国から示された基準・規則を踏まえて試算を行い、介護保険事業費を見込むこととしています。

なお、地域支援事業費については、介護予防事業や生活支援サービス、包括的支援事業に関する費用となります。

第9期介護計画・介護保険事業費(給付費)推計額

(千円単位)

区 分	R6	R7	R8	3年間合計
①総給付費	2,808,525	2,884,160	2,962,618	8,655,303
②特定入所者介護サービス費等給付額	92,539	93,463	94,398	280,400
③高額介護サービス費等給付額	58,553	59,138	59,730	177,421
④高額医療合算介護サービス費等給付額	8,429	8,512	8,598	25,539
⑤審査支払手数料	2,393	2,416	2,440	7,249
小 計(標準給付費) (①~⑤)	2,970,439	3,047,689	3,127,784	9,145,912
地域支援事業費	196,803	198,769	209,196	604,768
合計	3,167,242	3,246,458	3,336,980	9,750,680

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」

第4 介護給付費等の財源

介護保険サービスを利用した場合、費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。

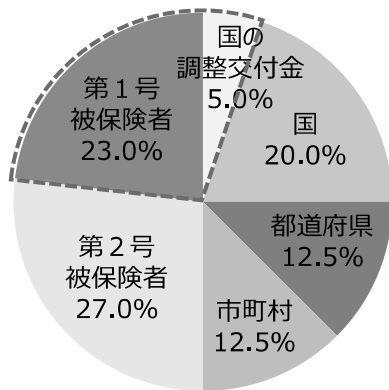
この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。

この公費分は、国、宮城県、富谷市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

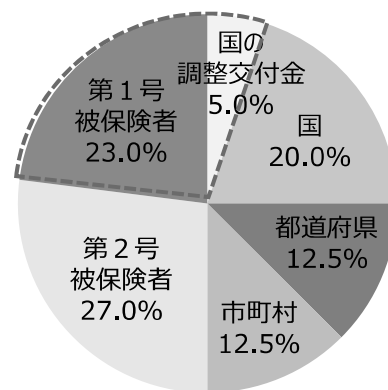
【標準的な介護保険財源内訳（負担区分）】

富谷市は、 が第1号被保険者の負担（国の調整交付金0%）

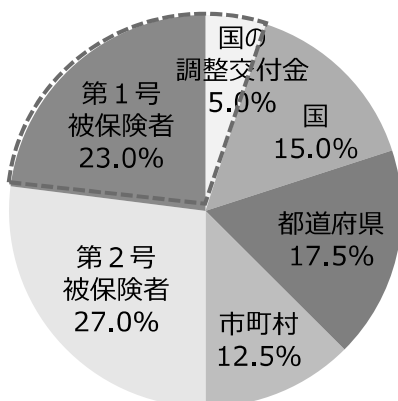
居宅給付費



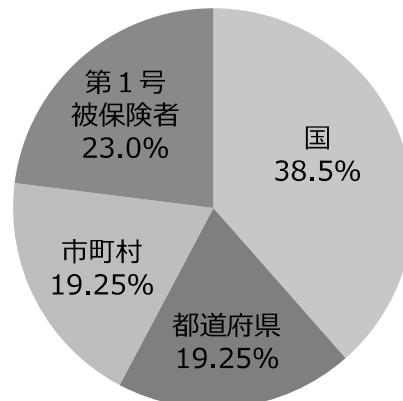
介護予防・日常生活支援総合事業費



施設等給付費



包括的支援事業費



※上記図は一般的な割合を示しています。

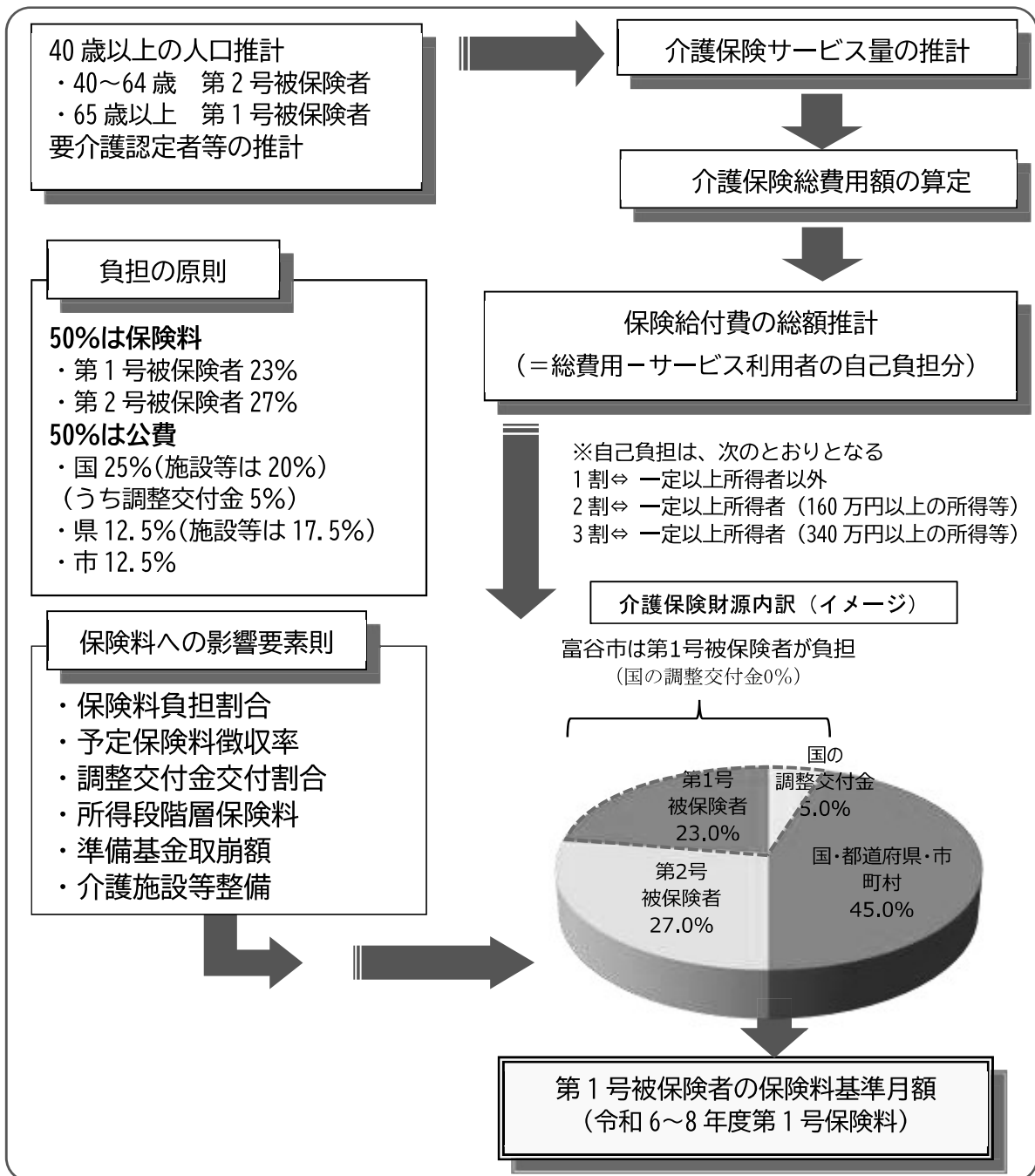
※調整交付金とは、自治体毎に異なり、介護認定を受けやすい75歳以上人口や所得段階別の人口割合の、全国平均との格差により生じる保険料準備額の格差調整のために交付されるものです。

※富谷市では、調整交付金は0%となり第1号被保険者の負担となります。

第5 第1号被保険者の保険料

1 第1号被保険者の保険料の算定フロー

【フローチャート（流れ）図】



月額保険料の算出方法

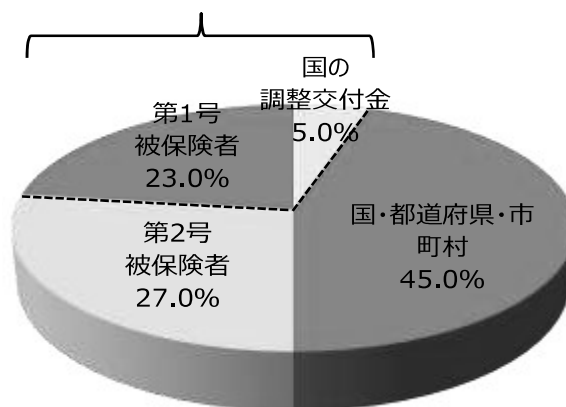
$$\frac{\text{保険給付費の総額} \times (\text{第1号保険料率 } 23\% + (5\% - \text{調整交付率}))}{\text{第1号被保険者数} \times 12} \quad \text{※富谷市は調整交付率 } 0\%$$

介護保険に係る財源の1/2は公費負担（目安：国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）で、残りの1/2は保険料でまかなわれます。

本計画期間については第8期計画期間の負担割合が据え置かれたので、第1号被保険者（65歳以上の方）は23.0%、第2号被保険者（40歳～64歳の方）は27.0%の負担となります。

○介護保険財源構成（イメージ）※再考

富谷市は第1号被保険者が負担
（国の調整交付金0%）



第1号被保険者の保険料は、本人や世帯の課税状況などをもとに、高齢者の負担能力に応じた所得段階別の定額で設定されます。

本計画中の保険料については、第8期計画では保険料段階を12段階で設定していましたが、第9期計画より負担割合を変更し、13段階制を予定しており、令和6年度から令和8年度における、第1号被保険者の保険料の基準月額を推計額を算出しました。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）の推計額は、6,162円となる見込みです。（11月1日現在）

※現時点での試算額であり、今後予定している介護報酬改定などを踏まえ、変動することがあります。

※計算表を追記予定。

2 第8期計画との比較表

第8期計画の令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料の基準月額（第5段階の保険料）は、月額5,923円に介護給付費準備基金を活用したことにより5,750円となり、第7期計画の基準月額から据え置きとなりました。

第9期計画については、高齢化に伴う認定者の増加、介護報酬の上昇等により約10%程度の保険給付費の上昇が見込まれますが、第1号被保険者数が増加することから、第8期計画と比較して約4%の上昇幅である、月額6,162円と試算しております。

なお、上記の額は現時点での試算額であり、今後の介護報酬改定や介護給付費準備基金の活用を検討して試算額を設定しますので、変動することがあります。

【第8期計画と第9期計画の比較表】

区 分	第8期計画 R3～R5年度 (A)	第9期計画 R6～R8年度 (B)	比 較 B/A
保険給付費 (サービスの利用)	8,878 百万円	9,750 百万円	1.10 倍
第1号被保険者数 (保険料負担の担い手)	34,806 人	36,918 人	1.06 倍
被保険者1人あたり 保険給付費	255 千円	264 千円	1.04 倍
第1号保険料の 基準月額 (基金活用前※)	5,750 円 (5,923 円)	6,162 円	1.07 倍 (1.04 倍)

※現時点での試算額であり、今後予定している介護報酬改定などを踏まえ、変動することがあります。

3 第1号被保険者の保険料と所得段階区分

令和6年度から令和8年度までの所得段階別の人数、調整割合と保険料額（月額・年額）を設定します。

所得段階別保険料額案（第9期計画）

区分	国		富谷市				
	段階	調整割合	段階	対象になる方	調整割合	月額 保険料円	年額 保険料円
基準額より軽減される方	第1段階	0.50	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u>	※ (0.50) 0.30	(2,875) 1,725	(34,500) 20,700
	第2段階	0.75	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超え、120万円以下の方</u>	※ (0.65) 0.40	(3,738) 2,300	(44,900) 27,600
	第3段階	0.75	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>120万円を超える方</u>	※ (0.75) 0.70	(4,313) 4,025	(51,800) 48,300
	第4段階	0.90	第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u>	0.85	4,888	58,700
基準額	第5段階	1.00	第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超える方</u>	1.00	5,750	69,000
基準額より増額される方	第6段階	1.20	第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>120万円未満の方</u>	1.20	6,900	82,800
	第7段階	1.30	第7段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>120万円以上 200万円未満の方</u>	1.30	7,475	89,700
	第8段階	1.50	第8段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>200万円以上 300万円未満の方</u>	1.50	8,625	103,500
	第9段階	1.70	第9段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>300万円以上 400万円未満の方</u>	1.65	9,488	113,900
			<u>改正案)</u> 第10段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>400万円以上 500万円未満の方</u>	<u>1.70</u>	<u>9,775</u>	<u>113,300</u>
			<u>新規案)</u> 第11段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>500万円以上 700万円未満の方</u>	1.85	10,638	127,700
第12段階			本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>700万円以上 1,000万円未満の方</u>	2.00	11,500	138,000	
第13段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>1,000万円以上の方</u>	2.25	12,938	155,300			

第5章 計画の推進に向けて

第1 サービスの提供体制

1 介護給付適正化事業の実施

※介護給付費適正化主要5事業を記載。

①要介護認定の適正化

・指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を点検。

②ケアプランの点検

・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出や訪問調査により、その内容等の点検及び指導を行う。

③住宅改修・福祉用具実態調査

・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積の点検を行ったり、施行後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況を点検する。

④医療情報との突合・縦覧点検

・後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
・受給者ごとに複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

⑤介護給付費通知

・利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用について通知する



介護保険制度改定により、介護給付費適正化主要5事業から3事業に再編見込み

※改正概要

○給付適正化主要事業の再編

・「介護給付費通知」を主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業とする。

○事業の重点化・内容の充実・見える化

- ・効果的かつ効率的に事業を実施するため、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票のうち、効果が期待される帳票に重点化した点検等を実施する。
- ・「ケアプラン点検」「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」については、点検対象とする事業所の選定の際に当該帳票を積極的に活用する。
- ・「医療情報との突合・縦覧点検」については、費用対効果が期待される帳票を優先的に点検を行う。
- ・事業の取組状況については、保険者が各々のホームページ等において実施結果の公表を行うなど、取組状況の「見える化」を図る。

本市においては、「介護給付費適正化システム」を導入しており、システムを活用し介護給付実績情報・認定情報を点検することで、更なる介護給付費の適正化を図っていく。

2 居宅支援・サービス事業者等への支援

3 所得段階別の配慮

※国の基本方針に基づき記載。

第2 地域が支える人材育成・意識の啓発

1 地域の人材の育成と協働

地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、社会福祉協議会を中心に、各圏域地域包括支援センターやシルバー人材センター等の関係支援機関と連携しながら、市民の方々が参加しやすい環境づくりや研修を実施し、地域サポーター等の人材育成に努めます。

さらに、福祉関係団体や市内の様々な技術・知識をお持ちの方をはじめとする地域の方々と連携・協力しながら地域活動を推進します。

2 住民意識の啓発

今後も質の高い福祉サービスを目指し、多様な媒体により広報・啓発に努めるとともに、気軽に福祉の学習・体験や交流のできる機会を有効に活用し、高齢者保健福祉に対する住民の理解と意識の啓発を図ります。

3 保健福祉・介護保険などの情報の提供

保健福祉事業や介護保険サービスの利用者が適切な事業者、必要なサービスが選択できるように、様々な情報が利用者にスムーズに提供されるよう、地域包括支援センターでの案内や広報はもちろんのこと、インターネット等の情報網を有効に活用します。

また、介護認定のための窓口申請の際や電話相談に対して、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

さらに、様々な市民参加型の事業を通して、積極的に市民の方々に情報を提供し、本市の保健福祉施策に対する共通認識を高めていきます。

サービス事業所等の関係機関へも、最新の保健福祉・介護保険関連の情報提供に努め、横断的な連携を目指します。